

国家戦略特別区域法施行令の一部を改正する政令案 参照条文

目次

○ 国家戦略特別区域法施行令（平成二十六年政令第九十九号）（抄）	1
○ 国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第一百七号）（抄）	3
○ 国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律（令和五年法律第二十号）（抄）	3

○ 国家戦略特別区域法施行令（平成二十六年政令第九十九号）（抄）

（特定地方公共団体）

第二十六条 法第十八条第二項の政令で定める都道府県、市町村又は一部事務組合若しくは広域連合は、兵庫県養父市とする。

（法第十九条の二第四項第二号の利息に相当する額）

第二十七条 法第十九条の二第四項の規定により同項第一号に掲げる額から控除する同項第二号に掲げる額のうち同号の利息に相当する額は、同号に規定する先の退職手当の支給を受けた日の翌日から退職した日の前日までの期間につき次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる利率で複利計算の方法により計算して得た額とする。

平成二十八年三月三十一日以前	年一・七パーセント
平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで	年二・〇パーセント
平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで	年二・四パーセント
平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで	年二・八パーセント
平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日まで	年三・一パーセント
令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで	年三・四パーセント
令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで	年三・七パーセント
令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで	年三・九パーセント
令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで	年四・一パーセント
令和六年四月一日以後	年四・二パーセント

（国家戦略土地区画整理事業に係る事業計画等の縦覧及び意見書の内容の審査）

第二十八条 国家戦略特別区域会議は、法第二十条第三項の規定により同項に規定する事業計画等を公衆の縦覧に供しようとするときは、あらかじめ、縦覧の開始の日、縦覧の場所及び縦覧の時間を公告しなければならない。

2 法第二十条第七項において準用する行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第三十一条第一項本文の規定による意見の陳述については行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第三百九十一号）第八条の規定を、法第二十条第七項において準用する行政不服審査法第三十七条第二項の規定による意見の聴取については同令第九条の規定を、それぞれ準用する。この場合において、同令第八条及び第九条中「審理員」とあるのは「国家戦略特別区域会議」と、同令第八条中「総務省令」とあるのは「国土交通省令」と読み替えるものとする。

（国家戦略都市計画施設整備事業の実施主体に対するみなし認可等）

第二十九条 法第二十三条第一項の規定によりあったものとみなされる都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項から第四項までの認可又は承認は、次の表の上欄に掲げる国家戦略都市計画施設整備事業の実施主体に対する同表の下欄に掲げる認可又は承認とする。

市町村（市のみが設立した地方住宅供給公社及び地方道路公社を含む。以下この表において同じ。）	都市計画法第五十九条第一項の認可
都道府県（地方住宅供給公社及び地方道路公社（市のみが設立した地方住宅供給公社及び地方道路公社を除く。）を含む。以下この表において同じ。）	都市計画法第五十九条第二項の認可

<p>国の機関（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人水資源機構、独立行政法人都市再生機構、国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第五項に規定する国立大学法人等及び独立行政法人国立高等専門学校機構を含む。以下この表において同じ。）</p> <p>国の機関、都道府県及び市町村以外の者</p>	<p>都市計画法第五十九条第三項の承認</p>
<p>（国家戦略市街地再開発事業に係る事業計画等の縦覧及び意見書の内容の審査）</p> <p>第三十条 第二十八条第一項の規定は、法第二十四条第三項の規定により同項に規定する事業計画等を公衆の縦覧に供しようとする場合について準用する。</p> <p>2 第二十八条第二項の規定は、法第二十四条第六項において準用する行政不服審査法第三十一条第一項本文の規定による意見の陳述及び法第二十四条第六項において準用する行政不服審査法第三十七条第二項の規定による意見の聴取について準用する。</p> <p>（独立行政法人に準ずる者）</p> <p>第三十一条 法第二十八条の二第一項の政令で定める者は、別表に掲げる法人とする。</p> <p>別表（第三十一条関係）</p>	<p>都市計画法第五十九条第四項の認可</p>

名称	根拠法
沖繩科学技術大学院大学学園	沖繩科学技術大学院大学学園法（平成二十一年法律第七十六号）
沖繩振興開発金融公庫	沖繩振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）
外国人技能実習機構	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）
株式会社国際協力銀行	株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）
株式会社日本政策金融公庫	株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）
株式会社日本貿易保険	貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号）
原子力損害賠償・廃炉等支援機構	原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成二十三年法律第九十四号）
国立大学法人	国立大学法人法
大学共同利用機関法人	国立大学法人法
日本銀行	日本銀行法（平成九年法律第八十九号）
日本司法支援センター	総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）
日本私立学校振興・共済事業団	日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）
日本中央競馬会	日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）
日本年金機構	日本年金機構法（平成十九年法律第九号）
農水産業協同組合貯金保険機構	農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）
福島国際研究教育機構	福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）
放送大学学園	放送大学学園法（平成十四年法律第五十六号）
預金保険機構	預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）

○ 国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）（抄）

（農地法等の特例）

- 第十八条 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、法人農地取得事業（国家戦略特別区域において農業経営を行うとする法人（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第三項に規定する農地所有資格法人を除く。以下この条において同じ。）による農地等（同法第二条第一項に規定する農地（同法第四十三条第一項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第二条第一項に規定する農地を含む。）又は採草放牧地をいう。以下同じ。）の所有権の取得を認める事業をいう。以下この条及び別表の六の項において同じ。）を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日から国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十五号）の施行の日から起算して七年を経過する日までの間は、当該区域計画に定められた第三項に規定する事業実施区域内にある農地等を管轄する農業委員会（農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第三条第一項ただし書又は第五項の規定により農業委員会を置かない市町村にあつては、市町村長。第五項及び第六項において同じ。）は、次に掲げる要件の全てを満たしている法人が当該事業実施区域内にある農地等について特定地方公共団体から所有権を取得しようとする場合には、農地法第三条第二項（第二号及び第四号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、同条第一項の許可をすることができる。
- 一 その法人が、その農地等の所有権の取得後において第六項の規定による通知が行われた場合その他その農地等を適正に利用していないと当該特定地方公共団体が認めた場合には当該特定地方公共団体に対し当該農地等の所有権を移転する旨の書面による契約を当該特定地方公共団体と締結していること。
 - 二 その法人が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。
 - 三 その法人の業務執行役員等（農地法第三条第三項第三号に規定する業務執行役員等をいう。第六項第四号において同じ。）のうち、一人以上の者がその法人の行う耕作（同法第四十三条第一項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。次項第二号及び第六項において同じ。）又は養畜の事業に常時従事すると認められること。
- 2 前項に規定する「特定地方公共団体」とは、国家戦略特別区域を管轄する都道府県、市町村又は地方自治法第二百八十四条第一項の一部事務組合若しくは広域連合であつて、次のいずれにも該当するものとして政令で定めるものをいう。
- 一 その区域内において、農地等の効率的な利用を図る上で農業の担い手が著しく不足していること。
 - 二 従前の措置のみによつては、その区域内において、耕作の目的に供されていない農地等その他その効率的な利用を図る必要がある農地等の面積が著しく増加するおそれがあること。

3（略）

○ 国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律（令和五年法律第二十号）（抄）

（国家戦略特別区域法の一部改正）

- 第一条 国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）の一部を次のように改正する。

（略）

第十八条の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

第十八条 削除

(略)

附 則

(施行期日)

1 この法律は、令和五年九月一日から施行する。ただし、附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

2 (略)

(政令への委任)

3 前項に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。